

## \* 成年後見制度とは

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人の権利と財産を守る制度で、預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約など行う「財産管理」や介護・福祉サービス等の利用手続き、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど日常生活上のさまざまな契約など行う「身上監護」を成年後見人（家庭裁判所で法律に基づき監護・代理・財産管理などをするように選任された人）が代理権を使用して本人の保護を図るものです。

## \* たとえば、このようになります。

### 《制度を使う前は》

例1 認知症の父親名義の銀行預金を入院費用にあてたいが、「本人の同意がないと引き出しはできない」と言われた。

例2 親が亡くなり、知的障害の姉がひとり暮らしになってしまった。今後、生活を続けていけるかどうか不安。

例3 認知症の母親が、訪問販売で必要のない商品を次々と買ってしまう。

例4 自分が認知症になったときに備えて、財産の管理などをしてくれる人を決めておきたい。

### 《制度を使うと》

➡ 後見人がお父さんに代わって預金を引き出すことができた。

➡ 後見人が預貯金の管理や福祉サービスの契約などを行い、お姉さんが地域で暮らしていけることとなった。

➡ 後見人が判断して、お母さんに不利益な契約を取り消すことができた。

➡ 自身が元気なうちに任意後見人になってほしい人と契約を結ぶことによって、将来の不安を解消できた。

## \* どのような種類がありますか？

- ・判断能力が不十分になる前に契約 ➡ 「任意後見制度」 本人が自ら選ぶ人と契約
- ・判断能力が不十分になってから契約 ➡ 「法定後見制度」 家庭裁判所が選ぶ人と契約